

頁	章	旧（平成29年10月）	新（令和5年4月）
1	2-1	<p>2-1 基本原則</p> <p>設計変更の基本原則について、横浜市工事設計変更事務取扱要綱第3条において次のように定められています。</p> <p>「設計変更の決定及び契約変更は、当該工事の目的を変更しない限度において、特に必要な場合またはやむを得ない場合のほか、これを行うことはできない。」</p> <p>したがって、次のような場合は、上記の設計変更の基本原則の範囲を超えるものですので、原則として設計変更により対応することはできません。</p> <p>～設計変更の基本原則の範囲を超えるもの～</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□請負金額が当初の30%を超えて増減する</li> <li>□当初契約した施工場所以外の場所での施工を追加する</li> <li>□当初の工事目的と関係のない工種を追加する</li> </ul>	<p>2-1 基本原則</p> <p>設計変更の基本原則について、横浜市工事設計変更事務取扱要綱第3条において次のように定められています。</p> <p>「設計変更の決定及び契約変更は、当該工事の目的を変更しない限度において、特に必要な場合またはやむを得ない場合のほか、これを行うことはできない。」</p> <p>つまり、契約の目的の変更となるような内容のものを設計変更の名目で施行することは、設計変更としての限度を超えるものですので、原則として設計変更により対応することはできません。</p>
3	3-1	<p>3-1 基本的事項</p> <p>請負工事の施工は設計図書に従い行われるため、発注者は、請負人が工事の目的に沿った適切な施工ができるよう、必要な施工条件を明示した設計図書を作成し、また、変更の必要がある場合は請負人に対して書面により指示を行わなければなりません。</p> <p>また、工事目的と関係のない工種の追加や別の工事で施工すべき工種の追加を請負人に対して指示を行ってはけません。（省略）</p>	<p>3-1 基本的事項</p> <p>請負工事の施工は設計図書に従い行われるため、発注者は、請負人が工事の目的に沿った適切な施工ができるよう、必要な施工条件を明示した設計図書を作成し、また、変更の必要がある場合は請負人に対して書面により指示を行わなければなりません。</p> <p>また、工事目的と関係のない工種の追加や別の工事で施工すべき工種の追加を請負人に対して指示を行ってはけません。</p> <p>当初の設計条件において適正な競争入札を経て契約していることを踏まえると、当初契約額の30%を超える増減は、当該工事の目的を変更する内容と判断され、原則として設計変更としての限度を超えるものとされています。ただし、変更見込金額が請負代金額の30%を超える場合においても、一体施工の必要性から分離発注できないものについては、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金又は工期の変更を行う必要があります。（変更見込金額が請負代金額の30%を超える場合は、設計変更をする前（指示前）に契約部に必ず相談すること。）この場合において、特に、指示等で実施が決定し、施工が進められているにも関わらず、変更見込金額が請負代金額の30%を超えたことのみをもって設計変更に応じない、もしくは、設計変更に伴って必要と認められる請負代金の額や工期の変更を行わないことはあってはなりません。（省略）</p>
19	7-1	<p>6-1 随意契約の根拠</p> <p>追加工事についても競争入札とするのが原則ですが、以下の法令根拠により、「異なる業者では施工が不可能な場合」または「異なる業者では明らかに</p>	<p>6-1 随意契約の根拠</p> <p>追加工事についても競争入札とするのが原則ですが、地方自治法及び地方自治法施行令より、「異なる業者では施工が不可能な場合」または「異なる業者</p>

頁	章	旧 (平成 29 年 10 月)	新 (令和 5 年 4 月)
		<p>不利になる場合」に限って随意契約が認められます。工事費縮減や工期短縮という理由だけでは、原則通り競争入札とすべきとの判断もありますので、注意してください。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>地方自治法 第 234 条          売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。          2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。(以下略)</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>地方自治法施行令 第 167 条の 2 第 1 項          地方自治法第 234 条第 2 項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。(中略)          6 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> </div>	<p>では明らかに不利になる場合」に限って随意契約が認められます。工事費縮減や工期短縮という理由だけでは、原則通り競争入札とすべきとの判断もありますので、注意してください。</p> <p>(削除)</p>
19	8	<p>7 参考資料等の入手          設計変更事務に関連する例規等は、次のホームページを参照してください。</p> <p><input type="checkbox"/> 工事請負契約約款、請負工事監督事務取扱規程等  <a href="http://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/epco/keiyaku/kitei/kitei.html">http://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/epco/keiyaku/kitei/kitei.html</a></p> <p><input type="checkbox"/> 工事設計変更事務取扱要綱  <a href="http://www.city.yokohama.lg.jp/ex/reiki/reiki_honbun/g202RG00000614.html">http://www.city.yokohama.lg.jp/ex/reiki/reiki_honbun/g202RG00000614.html</a></p> <p><input type="checkbox"/> 設計変更ガイドライン、工事の一時中止に係るガイドライン  <a href="http://www.city.yokohama.lg.jp/zaisei/org/kokyo/">http://www.city.yokohama.lg.jp/zaisei/org/kokyo/</a></p>	<p>(削除)</p>